

## 配偶者控除等の改正で、収入を増やせば本当にお得？

上原会計事務所

松本市島立1095番地1

デザインセンタービル2F

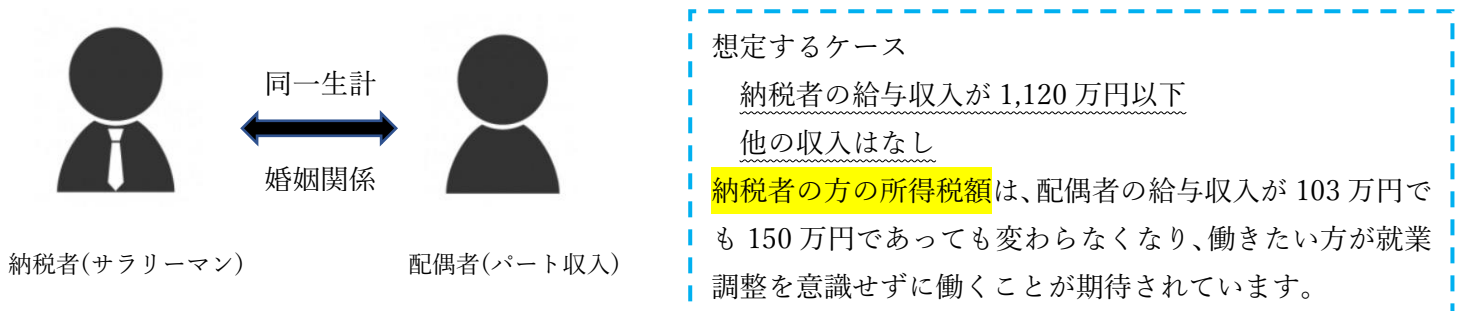
TEL：0263-88-2514

FAX：0263-88-2516

平成30年から「配偶者控除」及び「配偶者特別控除」が改正となりました。パートで働いている配偶者の方、これから働こうとしている配偶者の方であれば、「年収103万円の壁」という言葉を聞いたことがあると思います。今回の改正により、新しく「年収150万円の壁」と言われていますが、多く働いているにもかかわらず負担が増えてしまわないよう、注意が必要な場合があります。

### ★配偶者控除/配偶者特別控除とは？

一定の収入以下の配偶者のいる人を税金面で配慮する制度です。



しかしながら、配偶者が多く働いて世帯収入を増やそうと考えた場合、考慮すべき問題が他にもあります。

### ★パート収入が103万円を超える場合

- ・配偶者自身に所得税が生じることがあります。
- ・納税者の方が会社から「配偶者手当」「家族手当」等を貰っている場合、支給の要件(会社によって異なります)から外れることがあります。

※103万円以下であっても、市町村等の住民税はかかることがあります。

### ★パート収入が106万円以上の場合

- ・大企業(企業規模501人以上)に勤務している方など、いくつかの要件を満たすと、社会保険上の扶養の制限から外れ、配偶者自身が社会保険に加入、保険料負担が生じることがあります。

### ★パート収入が130万円以上の場合

- ・中小企業に勤務する場合などで、上と同じく社会保険に加入する必要がでてきます。社会保険料の負担はそのまま手取り額の減少へ直結することから、世帯収入へのインパクトが大きいです。

### ★扶養控除は収入103万円まで

配偶者以外の、お子さん等の扶養親族に収入がある場合、150万円以下ではなく、今まで通り103万円以下でないとはいけません。

納税者の給与収入が1,120万円を超えたり、配偶者の給与収入が150万円を超えれば、即座に税金面の配慮がなくなるわけではなく、段階的に効果が縮小していきます。上記で紹介したケースであっても個々の事情に左右されますので、それぞれの家計にあった働き方を模索していく必要があります。